

第二十二回国会 衆議院 地方行政委員會議録第二十七号

昭和三十年六月二十三日(木曜日)
午前十一時四十三分開議

出席委員

委員長 大矢 省三君
理事 池田 清志君 理事 龜山 孝一君
理事 前尾 繁三郎君 理事 加賀田 進君
川崎 末五郎君 木崎 茂男君
額 彌 彌三君 渡海 元三郎君
丹羽 兵助君 青木 正君
熊谷 憲一君 藤尾 弘吉君
吉田 重延君 川村 継義君
北山 愛郎君 中井 徳次郎君
西村 彰一君
出席國務大臣 川島 正次郎君
出席政府委員 警視長(警察 中川 董治君
庁刑事部長) 永田 亮一君
自治政務次官 奥野 誠亮君
総理府事務官
(自治庁事務部長)
委員外の出席者 専門員 有松 昇君
専門員 長橋 茂男君

改正する法律案(内閣提出第八五号)
(参議院送付)

○大矢委員長 これより会議を開きます。
昨二十二日付託されました銃砲刀剣類所持取締令等の一部を改正する法律案を議題として、政府当局より提案理由の説明を聴取いたします。中川政府委員。

銃砲刀剣類所持取締令等の一部を改正する法律案
銃砲刀剣類所持取締令等の一部を改正する法律案

(銃砲刀剣類所持取締令の一部改正)
第一条 銃砲刀剣類所持取締令(昭和二十五年政令第三百三十四号)の一部を次のように改正する。

目次中「第六条」を「第六条の二」に、「第二十五条」を「第二十五条の二」に改める。

第一条を次のように改める。
(定義)
第一条 この政令において「銃砲」とは、金属性弾丸を発射する機能を有する装薬銃砲及び空気銃(圧縮ガスを使用するものを含む)をいう。

2 この政令において「刀剣類」とは、刃渡十五センチメートル以上の刀、剣、やり及びなぎなた並びにあいくち及び飛び出しナイフ

(四十五度以上に自動的に開閉する装置又はさやと刃体とが直線に固定するための特殊の装置を有するナイフをいう)をいう。
第二条 第八号中「又は救命用信号銃」を「一、救命用信号銃、建設用びよう打銃又は建設用鋼索発射銃」に改め、同条に次の一号を加える。
九 第七号に掲げる場合を除くほか、その住所を管轄する都道府県知事に届け出て刀剣類を輸出するため製作する者がその製作に係るものを業務のために所持するとき、又は当該刀剣類について輸出の取扱を委託された者がその委託を受けたものを所持するとき。
第三条中「又は漁業」を「漁業又は建設業」に改める。
第五条中第四項及び第五項を削る。

第二章中第六条の二の次に次の一条を加える。
(銃砲の携帯の場合の措置)
第六条の三 第三条の規定による許可を受けて銃砲を所持する者は、当該所持する銃砲については、狩猟法(大正七年法律第三十二号)の規定により銃砲を行う場合、業務のため使用する場合又は公安委員会の指定する射撃場において射撃を行う場合を除くほか、おおいをかぶせ、容器に入れる等直ちに発射できないようにして携帯しなければならない。
第十四条を次のように改める。
第十四条 削除
第十五条の見出しを「(あいくち類の刃物の携帯の禁止)」に改め、同条中「刃渡十五センチメートル未満のひ首又はこれ」を「あいくち」に改める。
第二十条中「及び第十四条に規定する短銃」を削る。
第二十四条第一項中「若しくは刀剣類又は第十四条に規定する短銃」を「又は刀剣類」に改め、第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とする。
第二十五条の見出しを「(記録票の作成等)」に改め、同条第一項中「その写各一通を国家公安委員会に送付し」及び同項後段を削り、同条第二項を次のように改める。
2 銃砲の管理責任者は、命令で定める手続により、その管理する銃砲の種類、名称、型及び番号を国家公安委員会に通知しなければならない。
第五章中第二十五条の次に次の一条を加える。
(権限の委任)
第二十五条の二 この政令又はこの政令に基づく命令の規定により道公安委員会の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、方面公安委員会に行わせることができる。

第二十七条中「第十四条」を削る。
第二十九条第一号中「第六条の二第二項」の下に「第六条の三」を加える。
(風俗営業法の一部改正)
第二条 風俗営業法(昭和二十五年法律第五十八号)の一部を次のように改正する。
第二十九条の次に次の一条を加える。
(権限の委任)
第二十九条の二 この法律又はこの法律に基づく命令の規定により道公安委員会の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、方面公安委員会に行わせることができる。
(古物営業法の一部改正)
第三条 古物営業法(昭和二十四年法律第八号)の一部を次のように改正する。
第二十六条の次に次の一条を加える。
(権限の委任)
第二十六条の二 この法律又はこの法律に基づく命令若しくは命令の規定により道公安委員会の権限に属する事務は、政令の定めるところにより、方面公安委員会に行わせることができる。
(風俗営業取締法の一部改正)
第四条 風俗営業取締法(昭和二十三年法律第二百二十二号)の一部を次のように改正する。

本日の会議に付した案件
地方税法の一部を改正する法律案
(内閣提出第八四号)
銃砲刀剣類所持取締令等の一部を

第六條の次に次の一條を加へる。

(權限の委任)

第六條の二 この法律の規定により道公安委員會の權限に屬する事務は、政令で定めるところにより、方面公安委員會に行わせることができる。

「第七條第二項中「前條」を「第六條」に改める。」

(道路交通取締法の一部改正)

第五條 道路交通取締法(昭和二十二年法律第百三十号)の一部を次のように改正する。

第三章中第二十六條の三の次に次の一條を加へる。

第二十六條の四 この法律又はこの法律に基く命令の規定により道公安委員會の權限に屬する事務は、政令の定めるところにより、方面公安委員會に行わせることができる。

附則

(施行期日)

1 この法律の施行期日は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める。

(空氣銃の所持の許可に關する経過規定)

2 この法律の施行の際現に改正後の銃砲刀劍類等所持取締令第一條第一項に規定する空氣銃を所持している者(空氣銃の製造又は販売の事業を行つてゐる者を除く。)は、同令第三條の許可を受けないまでも、この法律の施行の日から起算して六十日を限り、当該空氣銃の所持について同令第三條の許可を受けたものとみなす。この者が

その期間内に同令第三條の許可を申請した場合において、その期間を経過したときは、その申請に対する処分のある日まで、また同様とする。

(武器等製造法の一部改正)

3 武器等製造法(昭和二十八年法律第百四十五号)の一部を次のように改正する。

第二條第二項に次の一号を加へる。

五 空氣銃(金屬性彈丸を發射するものをいい、圧縮ガスを使用するものを含む)。

4 この法律の施行の際現に改正後の武器等製造法第二條第二項に規定する空氣銃の製造又は販売の事業を行つてゐる者は、武器等製造法第十七條第一項又は第十九條第一項の許可を受けないでも、この法律の施行の日から起算して六十日を限り、武器等製造法の銃銃等製造事業者又は銃銃等販売事業者とみなす。これらの者がその期間内に同法第十七條第一項又は第十九條第一項の許可を申請した場合において、その期間を経過したときは、その申請に対する処分のある日まで、また同様とする。

○中川政府委員

ただいま議題となりました銃砲刀劍類等所持取締令等の一部を改正する法律案の提案理由及びその内容の概要について御説明申し上げます。

この法律案は、銃砲等の規制その他に關して必要な改正を行おうとするのでありますが、次に、項目ごとに提案の理由を申し述べ、法律案の内容を説

明いたしたいと存するのであります。第一に、空氣銃の所持につきましては、現在規制を行つていないのでありますが、最近におきましては、これによる事故も多く、この所持について制限を加へることが望ましいとの意見も相当多いのであります。空氣銃による事故の状況を調査いたしますに、傷害等の事故が相当多数発生しているのみならず、致死事件さえ惹起しております。その危険性が少くありませんので、金屬性彈丸を發射する機能を有する空氣銃につきましては、狩猟用等の装薬銃砲と同様に公安委員會の許可制としたのであります。しかして、銃砲による危害防止を一層徹底するため、狩猟用等の装薬銃砲も含めて、狩猟の場合、業務のため使用する場合、射撃場における射撃の場合を除くほか、おおいをかぶせ、容器に入れる等直ちに發射できないようにして携帯しなけれ

ばならないこととしたのであります。なお、空氣銃の製造及び販売につきましても、武器等製造法の一部を改正して、銃銃と同様、都道府県知事の許可制としたのであります。

第二に、飛び出しナイフは、現在携帯を制限されておりますが、最近これが傷害、恐喝のみならず、強盗殺人等の凶悪事犯に使用される事例が相当見受けられ、不良少年間における悪用の風潮も強くなつておられ、この傾向は特に都市部に顕著であります。漸次農村方面へも蔓延するおそれがありまして、現行法令のみによりましてはこれ

が弊害除去のための効果を十分に期待できない状況にあるのであります。なお、刃渡り十五センチメートル未満の、お、刃渡り十五センチメートル未満の、あいくちも、飛び出しナイフ同様悪用

されるものでありますので、右飛び出しナイフ及びあいくちの所持を禁止することとしたのであります。

第三に、刀劍類は、美術用刀劍としてのみ文化財保護委員會の承認を受けて製作することができるのであります。が、輸出用として製作することも認め、その場合の所持を合法化することとしたのであります。

第四に、建設用びよう打ち銃等の建設業の用途に供する銃砲につきましては、現在試験研究用として一部用いてゐるのであります。が、実用に供すべき段階に到達いたしましたので、屠殺銃、致命索発射銃等と同様に、公安委員會の許可を受けて所持することができるといたしましたのであります。

第五に、銃砲に關する記録票制度につきましては、手続簡素化のため措置を講ずることとしたのであります。

第六に、銃砲刀劍類等所持取締令、賣屋営業法、古物営業法、風俗営業取締法及び道路交通取締法の規定により道公安委員會の權限に屬する許可等の事務については、その地域の特殊性と住民の利便の上から方面公安委員會に委任して行わせることが適當なものであると、この委任ができるようにいたしましたのであります。

以上がこの法律案の提案の理由及びその内容の概要であります。何とぞすみやかに御審議の上御賛成あらんことをお願い申し上げます。

○大矢委員長 次は地方税法の一部を改正する法律案を議題として、前日に引続き税目別に審査を行います。本日は自動車荷車税からでございます。質疑の通告はございませんが、どなたかありましたらこれを許します。

○中井委員 自動車荷車税につきまして、一、二お尋ねをいたしますが、今度の改正案では、三輪車と申しますか、オート三輪、リヤカーのちよつと大きいようなもの、あるいは自動車の中に入るのですか自動車の中に入るのですか。

○奥野政府委員 ちよつと御趣旨がわかりかねるのでありますが、今お話しのようなものは力の度合いで区分されております。今回規定されておりますもの以上の力を持つておりますもの、あるいは自動車の取扱いがされま

すけれども、それ以下のものであります。今度、今度は自動車の取扱に變つて参るわけでありまして、

○中井委員 お尋ねいたしますのは、二輪車でもってガソリンその他で動くもの、三輪のものもありませんか。これは自動車に入るのか自転車に入るのか。

多いわけでありませう。

○中井委員 そうなりますと、この間も陳情がありましたが、だんだん自転車、オートバイ、モーターなどを付けてたものにつきます。数がうんとふえて参つておられますが、それにつきます市町村の側といたしまして、自動車税というのになりますと府県税でありますので、小型のものは逐次これを市町村の方へ移行してもらいたい。オートバイとかあるいは三輪車のようなものについては自転車の方に移行してもらいたいというふうな要望がずいぶん出ておられるのであります。そういう点については政府は考えられたことがございませう。ただ機械的に動力の強さその他によって判断をなさっておるようではあります。そういうことも実際問題としてはなかなか問題があるかと思ひます。私どもは元来自転車荷車税というものについては反対なんです。総額にいたしまして自転車荷車税は本年度の財政計画でも三十五、六億であつたと思ひます。この程度のもので徴税費が非常にかかる。今度はその意味で徴税の方法について非常にいい案を出されておられるのでありますけれども、いずれにいたしまして全国総体にわたつてそうしてどの個所でも金額が少額であるというふうなものでは廃止をしまえというものが私どもの立場なのであります。それが、同時に自動車税のうちの馬力の小さいものは逐次市町村税の方に移行していったらどうか、こういう考え方を持っておられるのでありますが、そういう点について政府は研究されたことがございませうか。

○奥野政府委員 お話のように自動車

車なり自転車なりと道路との關係を考

えて参りますと、市町村の管理しておられます道路もずいぶんためるわけがございませう。市町村の税収入に相当寄与するということは一つの筋の通つたことだと考えておられます。ただ昭和二十五年以来、一つの税はなるだけ一つの団体で課税することによって責任の帰属を明確にするとか、税務行政を簡素化していくとかいうような考え方に基いて運営されてきております。その結果、自動車は府県の収入にするし、自転車は市町村の収入にするというふうに分かれてきておられるのであります。自動車の取扱いを受けまするものは車体検査等を陸運事務所に置いて検査をいたしますし、陸運事務所に置かれておられます台帳に登録されておられるわけがございませう。これを県と市町村とで内容によって振り分けて課税するというものになります。かなり煩瑣になつてくるのではないかとと思ひます。幸いにして自動車のうちで相当部分のスクーター等が自動車としての取扱ひを受けなくなりまして、この部分については自然市町村が自転車税として課税していくことになるわけがございませう。従いましてこの程度のやり方でいいんじゃないか。おっしゃいますことはよくわかるのでありますけれども、他の意味合いの点も考えあわせまして、やはり今のような運営でやっていたいというふうに存じております。

○中井委員 今ちょっと触れましたが、電動機つきの自転車等につきましては、なるほど私は残しておいていいと思ひますが、素朴な自転車とか荷車とかいうものについては、早くこれを廃

止すべきものであると考えております

が、自転車荷車税が地方税の全体に対して持つ比率、できましてこれらの変遷一覽表のようなものを、私は皆さんに要求したいと思ひますが、できませうか。自転車荷車税の始まりましたときから毎年でなくとも、三年、五年程度でけつこうです。地方税全体との比率が、どういうふうになつておるか。今三千数百億を越えする地方税のうちで、わずかパーセントにも満たない自転車荷車税で、全国の町村の徴税費がたいへんであるというふうな、こういう税金は残しておくべきでない。勤労者の手足でありますし、中小企業にとつては商売道具である。これはいつも私は申し上げるのですが、その点はどうですか。

○奥野政府委員 お話のように明治の末におきましては、車税というものが税の中でかなり大きな部分を占めておりました。現在におきましては市町村税全体のうちでは二割弱というふうな姿になつております。固定資産税という税があるわけがございませう。将来有力な税源が見つかりましたら、地方の財政状況が立ち直りますれば、私も法定税目からはずした方がよいのではないかとこの考えを持っております。ただ遺憾ながら現在市町村の財政が非常に窮乏いたしておりますので、そういうような措置をとれる段階に立ち至つていないわけがございませう。

○中井委員 比率表を一つ資料としてお願いしたいのですが……
○奥野政府委員 作成して出すようにいたします。
○大矢委員長 他にありませんか。……ないようでしたら、次にたばこ消費税

に移ります。川村君。

○川村(經)委員 たばこ消費税の数字的なことを一、二聞いておきたいと思ひます。都道府県たばこ消費税の税率は当初は百分の六で出しましたね。それは今は百分の八に修正したのですか。

○奥野政府委員 都道府県たばこ消費税は当初百分の六で出したのを、お話しのように百分の八に修正させていたでしてあります。

○川村(經)委員 そうすると市町村分のやつはもとのまま百分の九、これは修正になつておりませんか。

○奥野政府委員 その通りであります。

○川村(經)委員 私ちよつとここに資料を持ってきてないのですが、これの適用は来年の三月一日以降行われることになつておられるのですが、現行で都道府県それから市町村別に見た場合に、大体税率はどれくらいですか。

○奥野政府委員 現行制度によりますと、府県分が三億三千二百万円、市町村分が二億六千四百四十六万円、合計いたしまして、三億九千九百六十六万円です。これを今回政府が改正しようとしておられますのが、府県分が百九十九億一千九百九十九万円、市町村分が二百三億八千七百九十九万円、合計いたしまして、四百三十三億九千八百九十九万円でありまして、九十四億二千万円の増収ということになつております。

○川村(經)委員 次にもう一つ今のに付随してお尋ねいたしますが、税率が改正されたときの府県分百九十九億一千九百九十九万円、市町村分の二百三億八千七百九十九万円、これは三月一日適用してからですか、あるいは平年度化してか

らですか。

○奥野政府委員 三十一年度分は平年度と同じ計算になつております。

○大矢委員長 他にありませんか。……なければ、最後のその他の項目に移ります。ございませうか。……質疑がなければ、税項目の審査についてはなおあると思ひますから、一応これを終了いたしましたこととして御異議ないですか。

〔異議なしと云ふ者あり〕

○加賀田委員 大体逐条審議は終わったわけですが、なおいろいろな点で財政問題と関連して、さらに当委員会でも本税制改革に対しては質問する点があるかと思ひますので、将来ともやはり質問は一応要求された場合にあるということでも御了解願ひたいと思ひます。

○川村(經)委員 警察の方は帰つたようですが、委員長にお願ひがあるのです。さつき銃砲刀剣類等所持取締令等の一部改正法案の提案理由の説明がございまして、この審査がある場合に、実物を一つ国警当局から見せてもらへるようをお願いいたします。

○大矢委員長 承知いたしました。なおこの中にはびょう打ち銃というようなものもあるようですから、これも持つてきてもらつて見ることにします。

それでは本日はこの程度にいたしまして、次回は公報をもって御通知いたします。これには散会をいたします。

午後零時七分散会

昭和三十年六月二十五日印刷

昭和三十年六月二十七日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局